

令和5年（ネ）第1912号 損害賠償請求控訴事件

控訴人（一審原告） XXXXXXXXXX 外

被控訴人（一審被告） 株式会社エーアンドエーマテリアル 外

意見陳述書

原判決の評価と控訴審において克服されるべき点

2024（令和6）年5月28日

大阪高等裁判所第5民事部④C係 御中

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人 弁護士 小林 邦子

原判決の評価については、控訴理由書において詳細に述べているので、ここでは、以下の点を指摘しておくことといたします。

1. 建設アスベスト被害の認定

本控訴審の審理開始にあたっては、まず何よりも初めに、原判決が、石綿関連疾患に罹患した被災者らの被害を詳細に認定したことにご留意いただきたいと存じます。原判決は、石綿関連疾患の症状として、血痰、慢性的な激しい咳、喘鳴、胸痛、息切れ、呼吸困難などを列挙し、その身体的な苦痛は甚だ大きいものがあること、このような症状により、症状の進展具合によっては介護による生活も余儀なくされ、人生における楽しみも奪われる結果となったこと、さらに、経済的な影響、社会への貢献ができなくなることによる精神的な無念さ、石綿関連疾患の予後等を知った際の不安感や絶望感、手術や抗がん治療による身体的・精神的な苦痛を詳細に認定した上で、「・・・肉体的精神的な

苦痛には大きなものがあり、もがき苦しむといってもよい状態の者さえあったこと、石綿関連疾患により死亡した被災者については、死に対する恐怖の末、生命を奪われるという最悪な結果を招来していること、以上の事実が認められる。」と結んでいます。

本建材メーカー訴訟において問われているのは、まさにこの甚大な被害を発生させた一審被告らの重大な責任であり、被災者の迅速な救済なのです。

2. 一審被告メーカーらの責任

原判決は、この被害を直視し、真摯に向き合った結果として、一審被告メーカーらを厳しく断罪しました。具体的には、起因死亡については2950万円の基準慰謝料を認めました。特定主要原因企業らの寄与度についても、事業主等他の責任主体の存在に関わらず全部責任を負うべきことを前提として、平均して5割以上の寄与度を認めています。

また、原判決は、特定種類主要原因建材としてロックウール吸音天井板を認めるなどして、全国の建材メーカー訴訟の中でも最多となる12社の責任を認めました。

本訴訟において、一審原告らは、被災者らの職種、作業内容、取り扱い建物、建物の構造等も勘案してどの石綿建材からの粉じんが、被災者の石綿関連疾患発症に大きく寄与したかという観点から積極的に特定種類主要原因建材を選定しています。そのため、特定種類主要建材のシェア上位企業を選定にあたってのシェアも、ノンアス建材を分母から除いて算定しています。その上で、当該石綿建材のシェア、被災者の建設作業従事期間と各建材の製造・販売期間、被災者本人や同僚等の供述、設計図書といった証拠資料を総合判断して、特定主要原因建材・企業を選定しています。

原判決は、このような一審原告らの立証手法を基本的に合理的なものであると判断し、多くの一審被告メーカーの責任を認めたものです。

3. 原判決の問題点

他方、原判決には、控訴審において克服されるべき問題点もあります。これらについては、控訴理由書において指摘したところであり、とりわけ、解体・改修作業における建材メーカーの注意義務違反、外装材メーカーの注意義務違反については、追って詳細な準備書面とそれを裏付ける証拠を提出する予定です。

また、一審被告メーカーらの建材について現場到達を認められなかった3名の被災者らについても、追って主張立証を行う予定です。

それ以外にも、建材メーカーらの注意義務違反の始期、シェア論、損害論、さらに賠償が認容された被災者の関係でもばく露等の認定において誤った判断がなされている部分については、控訴理由書において述べたとおりですが、ここでは、吹付材について指摘しておきます。

吹付材は、最も早期に石綿含有建材の危険性が顕在化した建材であり、原判決が認定する事実によっても、吹付材メーカーは、遅くとも1965（昭和40）年には吹付材による石綿ばく露被害を具体的に予見できたというべきです。また、吹付材の吹付工に対する危険性を具体的に予見した段階で、他の建設作業従事者に対する危険性をも具体的に予見し、あるいは容易に予見し得たのですから、両者の始期を分けるのは不合理です。この点は、首都圏建設アスベスト訴訟神奈川1陣差戻審高裁判決では両者を区別することなく一律に認定しているところです。

よって、吹付材メーカーの警告義務の始期に関しては、吹付工に対するものであるか吹付工以外の建設作業従事者に対するものかで区別するべきではなく、いずれの場合でも遅くとも昭和41年、あるいはどんなに遅くとも昭和46年4月とすべきです。

次に、原判決が、吹付石綿についてシェアを認定しえないとして吹付石綿のメーカー責任を認めなかったことは不合理であり、本控訴審において改めら

れるべきです。吹付石綿の市場はA&AM、ニチアス、ノザワ、バルカー、ナイガイの5社の寡占状態であり、各社が概ね10%以上のシェアを有していたことは十分に認められます。言うまでもなく、吹付石綿は石綿含有率の高さからも飛散性の高さからも、石綿含有建材の中で最も危険な建材です。このような吹付石綿のメーカー責任が問われないことはあまりに不合理であり、本控訴審においてぜひ見直していただきたいと存じます。

4 結語

原判決は、提訴から結審までの6年に及ぶ審理の末に、当事者双方から提出された膨大な証拠に基づき、各被災者ごとに丁寧な認定を行ったものであり、基本的には高く評価できるものです。

しかしながら、先に述べたとおり、原判決には克服されるべき点も存しております。裁判所におかれましては、原判決を踏まえつつ、不合理な点、正すべき点については、ぜひ審理を尽くし、踏み込んだご判断をいただきたく、要望するものです。

以上